

## 新潟県

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		8.0E-3	3.7E-1	9.2E+1	92.3
64	エトフェンプロックス	2.5E+1	1.3E+1	2.2E+1	2.1E+1	80.6
117	テブコナゾール				7.7E+0	7.7
139	トラロメトリン			2.2E+0	2.5E+0	4.7
140	フェンプロパトリン			3.0E+0		3.0
153	テトラメトリン	2.2E+2	9.3E+0	2.8E+2		505.9
181	ジクロロベンゼン	4.4E+2	2.0E+2			640.0
225	トリクロロホン		6.7E+0			6.7
248	ダイアジノン		6.2E-1			0.6
251	フェニトロチオン		1.6E+2	3.7E+0		161.5
252	フェンチオン	4.9E+0	6.0E+1	4.9E+0		70.1
256	デカン酸				1.3E-1	0.1
350	ペルメトリン	4.1E+1	4.1E+1	4.3E+1	7.2E+1	197.2
405	ほう素化合物		7.3E-1	3.7E+1	3.6E+0	41.5
427	カルバリル			2.0E+2		197.6
428	フェノブカルブ			1.2E+2	2.2E+2	345.0
457	ジクロロボス	8.7E+1	6.8E+2			768.9
合 計		8.2E+2	1.2E+3	7.1E+2	4.2E+2	3123.6

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等